

《論 説》

ユリアヌス帝の意識のなかのローマ皇帝像

——『ひげざらい』における法律意識の分析を中心に——

南 雲 泰 輔

論文内容の要旨

後期ローマ帝国の皇帝は、一般的にはモムゼン以来「専制君主」として理解されており、現在の学界でもこの説は支配的なものと見てよい。しかしながら、この「専制君主」としての皇帝像は、概ね帝国民の側から見たイメージを中心に描かれてきたものであった。一方、皇帝自身が描く皇帝像とは、どのようなものであろうか。本稿は分析対象として、後世「背教者」と渾名された皇帝ユリアヌス（正帝位361-3年）を取り上げ、彼の代表作『ひげざらい』における彼の法律意識を軸として、ユリアヌス帝の意識のなかのローマ皇帝像を明らかにしようとする試みである。本稿の考察によれば、ユリアヌスは自らを「法律の上の専制君主」としてではなく「法律の守護者」とであると措定し、ローマ皇帝は法律に従属しなければならないと表明する。これは皇帝の「散発的発言」といったレヴェルにとどまらない。すなわち、ユリアヌス帝の意識のなかのローマ皇帝像とは、「専制君主」の皇帝像からは隔たったものである。また、彼の意識のなかには、単にその理想が表現されているだけではなく、彼の置かれた現実の政治的環境が反映されていることも見て取ることが出来る。

はじめに——ふたつのローマ皇帝像——

古代末期のローマ皇帝は、絶対的な権力を行使する「専制君主」と呼ばれる存在であったといわれる。弓削達氏の整理に従ってその特徴を述べるならば、この時代の皇帝は唯一の立法者にして最高裁判権を持ち、役人任命解職権、戦争と講和の決定権、貨幣鑄造権および軍最高指令権を保持する。またグラティアヌス帝（正帝位367-83年）に到るまでの皇帝は、大神官（pontifex maximus）として全祭儀・祭司の監督権を持つ。最後に、古来の護民官神聖不可侵権を持つ。そして、これらの権限が絶対的なものとなるのが専制君主政期であり、皇帝は「法律に縛られる」存在であることを自ら宣言したとしても、それは革命による政権転覆以外に自らの地位を危うくされる恐れのない皇帝の現実の姿とみなすことは出来ない¹⁾。

このような絶対的権力を保持するローマ皇帝像の念頭に置かれているのは、第一に、軍人皇帝時代を制し、皇帝の権威を儀礼（跪拝礼）によって補強しつつ、またその権力の多くを依存する軍隊の歓呼によって皇帝としての承認を確保しながら、自らの神格化を促進した3世紀後半のディオクレティアヌス帝であり、第二に、キリスト教を公認宗教のひとつとして承認し、エウセビオスの神龍帝理念によって理念的には神の領域にまで高められ、ビザンツ帝国期を通じて模範的な皇帝であり続けた4世紀前半のコンスタンティヌス大帝である。この約1世紀間に、ローマ皇帝の権力はあらゆる点で超越的なものとして立ち現れ、それによって帝国の人びとは皇帝がますます遠い存在であることを認識する結果となったという。

しかしながら、1968年にG.ダグロンが論じ²⁾、2001年にP.ガーンジーとC.ハンフリースによって継承された視点によれば³⁾、元首政期に確立された「市民の中の第一人者」としてのローマ皇帝像は、確かに古代末期には時代の実態にそぐわないものとなっていたにしても、完全に死滅してはいなかった。それは、皇帝の法律に対する従属的な姿勢や、帝国民が皇帝にアクセスすることが出来るという可能性の存在が、依然として皇帝の美德として称賛されたという事実から裏付けられるという⁴⁾。

さて、以上のようなふたつのローマ皇帝像は、皇帝とその周囲の帝国民とを対置することによって、この両者の関係のなかから、帝国民の意識のなかのローマ皇帝とはどのような存在であったのかというイメージを導出したものである。従来、専制君主として帝国民とは隔絶した存在になったと一般に考えられてきた古代末期の皇帝であるが、近年の研究史上においては、自らの近くにありつつもローマ帝国の頂点に君臨する皇帝というイメージを、帝国民が抱いていたということもまた示唆されているわけである。

では、ここで視点を転じて、ローマ皇帝たるその人自身は、自らの立場をどのようなものと捉えていたのかと問うてみよう。これまでの研究が明らかにした古代末期のローマ皇帝像は、皇帝理念に関する議論をはじめとして、全て帝国民の意識のなかに投影されたローマ皇帝像を基礎として描かれてきたものである。一方、帝国民に対して現実の政治を行なう皇帝自身の自己意識（self-image of the Roman Emperor）そのものに焦点を当てて分析を行なった研究は、管見の限りでは皆無といってよい⁵⁾。

そこで本稿は、このような広い問題関心から出発して、古代末期のローマ皇帝の自己意識を、その著作の考察を通じて解明することを目的とする。本稿で取り上げるローマ皇帝はユリアヌスであり、その理由は次の第1章で触れる。第2章では史料の選択と考察の基軸を、第3章ではその史料に関する学説史を扱う。そして第4章で、史料の分析と考察が行なわれる。第1章から第3章が考察の前提となる議論の整理に充てられているが、これは皇帝論とユリアヌスというふたつの大きなテーマを結ぶ試みのゆえのことと了解されたい⁶⁾。

第1章 なぜユリアヌス帝か

古代末期のローマ皇帝を、皇帝の立場にあったその人自身がどのように理解していたかという問題に関しては、今日的な視点から眺めるならば、先に挙げたディオクレティアヌスやコンスタンティヌス大帝といった歴史的に大きな意義があるとみなされている皇帝を素材として取り上げるのが望ましいであろう。ではなぜ、あえてユリアヌスという、2年弱という短い治世の皇帝、そして時代がいわゆる「キリスト教ローマ帝国」の形成に向うとされるなかで「異教復興」を試みて失敗し、「背教者」と呼ばれるようになった皇帝を考察の対象とするのか。

まず、本稿の解明しようとする問題に関して、特に制約となるのが分析可能な史料の残存状況である。ディオクレティアヌスもコンスタンティヌス大帝も、勅令や書簡を除けばほとんど何も書き残していない。このことは他の皇帝についても概ね同様である。存在／現存しない史料を考察することは出来ないので、ローマ皇帝自身の自己意識について、彼らを対象とした十分な分析は不可能なのである。2世紀末から8世紀初めに及ぶ約5世紀間で、ローマ皇帝の著作が、例外的に、それも極めて豊富に残されているのはユリアヌスの場合において他にない⁷⁾。彼の著作を史料として利用することによって、はじめて本稿の提示する問題の分析が可能となる。これがユリアヌスを取り上げる第一の理由である。

第二の理由として、ユリアヌスに関しては、その著作をはじめとして豊富な同時代史料が存在することから、細部においてはなお多少の異論はあるものの、クロノロジーの概要が大部分明らかにされており、それに依拠して論を進め得るということが挙げられる⁸⁾。G.W.パワースockは1978年の著作で次のように述べている。

「彼〔ユリアヌス〕の公的経歴の概略は簡単である。すなわち軍司令官〈副帝〉として約5年半ガリア、そこで彼はついに彼の軍隊によって皇帝〈正帝〉に推戴され、政敵コンスタンティウス〈2世〉と対決するため東方への劇的な前進（コンスタンティウスは都合よく死ぬ）、コンスタンティノポリスに6か月、アンティオキアに騒然たる9か月、ペルシア人に対する不成功な遠征〈戦死〉。しかもユリアヌスは疑いもなく、古代の最も謎めいた、人の心を動かす人物の一人である。彼は一瞬、異教の神々に以前の優越を回復させることによって不可能事を企てたが、その離れ業はキリスト者たちを恐怖に陥れ、そして残存していた異教徒たちの大多数に恐らく靈感を吹きこむよりはむしろ当惑させたであろう。⁹⁾」

かくも短い治世のなかで、かくも劇的なイメージを呼び起こす人物として、多くの文芸作家たちがユリアヌスを主題として素晴らしい文学作品を生み出してきた¹⁰⁾。またこれらの文学作品に影響されてか、彼の治世は歴史家によっても「ひとつのエピソード」として、やや特殊な扱われ方をされてきた¹¹⁾。このようなユリアヌス治世の扱いに関して、従来の研究史上における問題点を指摘しておきたい。ユリアヌスを取り上げる第三の理由は、この問題点に関わるものだからである。

「背教者」ユリアヌスは、欧米においてはケケロやカエサルに次いで古典古代の最も有名な人物であるといわれている¹²⁾。同帝に関する学説展開の歴史は、量的に極めて膨大なものであり、その全てを網羅的に検討し総体的に跡付けることは困難な作業である。従って現段階では学説史のある程度の概略的な傾向を把握することをもって満足しなければならないが、概ね以下のようにまとめられるであろう¹³⁾。

すなわち、ユリアヌス研究は、ベルギーの碩学ジョゼフ・ビデが1930年に公にした『ユリアヌス帝の生涯¹⁴⁾』によって基本的な路線が定められて以来、常に「背教者」としてのユリアヌスを意識し対象としたものであった¹⁵⁾。無論、このような姿勢への反省は様々に提言されてきた。例えばパワーソックはその著作で「真実の歴史的なユリアヌスを追及した¹⁶⁾」と自ら述べたが、それでもやはり既存の傾向を大きく改めるものではなかったといえよう¹⁷⁾。

こうした学説史において、ユリアヌスの意識に関する研究は、専ら宗教的内容、すなわち「異教復興」「ヘレニズム復興の理想」に関心が集まっていた。確かに、この着眼に拠る限りにおいては、ユリアヌスの治世は「ひとつのエピソード」とも結論され得ていたであろう。しかし当然のことながら、宗教的側面がユリアヌスの全てではありえない。第一義には為政者、すなわち皇帝であるはずのユリアヌスの自己意識が、直接に問題とされたのは僅かであったという学説史上の重大な問題点は、看過されてはならないのである。彼自身の残した史料が豊富であるにも関わらず¹⁸⁾、為政者としての皇帝の自己意識にはほとんど注意が払われてこなかったという事実は、「背教者」としてのユリアヌス像の大きさを示すと同時に、ユリアヌス評価の明らかな偏向を示している¹⁹⁾。

本稿は如上の学説展開とは一線を画して、為政者としての皇帝ユリアヌスの自己意識に焦点を当てることを試みる。その検討に際しては、史料としてユリアヌスの数ある著作のなかから『ひげざらい』を選択する。次章では、この史料選択の理由と考察の基軸の設定について論じる。

第2章 皇帝権力と法律、および史料の選択

一口に皇帝としての自己意識とはいっても様々な要素を含んでいる。既に述べたように、ユリアヌスの自己意識に関して学説史の主流をなしているのは、彼の宗教意識についての考察であった。一方、皇帝権力が議論の俎上に載せられる際の重要な問題のひとつには、皇帝と法律との間の関係がある。

19世紀にドイツのTh.モムゼンがローマ帝国の「元首政」と「専制君主政」とを峻別し、後者を東方的な「強制国家」「専制的官僚制国家」と特徴づけたとき、その研究の基盤にあったのはテオドシウス法典などをはじめとする法律史料であった。1964年にA.H.M.ジョーンズが大著『後期ローマ帝国284-602年—社会的・経済的・政治的概観²⁰⁾』において法律史

料と社会の実態の間に乖離が存在し得ることを示唆してから、このモムゼン以来の法制史的研究に基づく通説批判への途が開かれ、それがP.ブラウンらの社会史的研究によって現在の古代末期研究の隆盛に繋がったことは周知の通りである²¹⁾。

ところがジョーンズは、皇帝のあり方についてはモムゼン以来の通説と変わらず、理論上も実際上も絶対的・専制的なもので、法律の源泉として唯一の存在であったと記す²²⁾。古代末期に関する近年の議論のなかで、当時の社会の復興と繁栄が実証され、それによってこの時代に積極的意味が見出されているにも関わらず、法律を道具として権力を強制する主体と考えられてきた皇帝そのものについての議論は、依然としてほとんど変化していないのである。

皇帝と法律の間の関係が、古代末期のローマ皇帝権力の本質の理解に繋がって行く重要な問題であることは疑われない²³⁾。従って、ローマ皇帝が法律をどのようなものと理解していたのかを考察することは、皇帝自身の自己意識を明らかにするためにも不可欠な作業であろう。そして、ユリアヌスの残した多数の書簡のなかには、法律の重要性について記された箇所が多く見出されるが²⁴⁾、彼の法律に関する意識は、その著作『ひげざらい』において、最もよく読み取ることが出来ると考えられるのである。

ところで、ユリアヌスの著作のなかには、皇帝コンスタンティウス2世に向けられたふたつの頌詩、『諸皇帝論』、テミスティオス宛書簡、アテナイ人宛書簡などといった、彼の政治意識を読み取ることが出来るとされる著作が存在している²⁵⁾。特に『諸皇帝論』からはユリアヌスの理想とする皇帝像が抽出出来ると解釈されており²⁶⁾、その限りにおいては、これらの著作のほう为本稿の問題意識にとって、より適合的であるともいわれよう。従って、このようであるにも関わらず、本稿がなぜ『ひげざらい』という史料を選択するのかについては説明がなされねばならない。

それは、後述する学説史にも示されるように、『ひげざらい』が皇帝と帝国民が相対する社会的・政治的状况の中から生まれた著作であり、皇帝としてユリアヌスが置かれた現実の環境を反映している蓋然性が、彼の作品のなかでは最も高いことを何よりの理由としている。『ひげざらい』の前提として、ユリアヌスとアンティオキア市民との直接的な関わりが存在していることは、その本文や同時代人の証言から明らかである。一方、その他の著作については、帝国民と皇帝の間の相互関係に関わる歴史的背景や社会的文脈が『ひげざらい』ほどに明瞭に知られてはいないか、あるいは欠落しているのである。

また、『諸皇帝論』からユリアヌスの抱く理想的な皇帝像を読み取るとは確かに可能であろう。しかし、このテキストはユリアヌスの空想的産物としての性格が強く、殊に現実の政治状況のなかでの皇帝と法律の関係という問題に関しては、彼の理想とする皇帝像がどのような意識に基づいて形成されているのか明示的ではない。そのゆえにユリアヌスの思考を充分には汲み取ることが出来ない。

従来『ひげざらい』は、皇帝ユリアヌスの抱く法律意識の考察の対象となったことは極

めて僅かであった。やはり彼の自己描写やアンティオキア市民への皮肉に注目が集まり、また「奇妙な作品」という評価が根強く存在しているためであろう。しかしながら、次章で概観する学説史の展開を考慮すれば、この見方は改められねばならないのである。

以上の諸点を勘案して、本稿の問題意識と考察にとって最も適切な史料として『ひげざらい』を選択し、そのなかに見られるユリアヌスの法律に関する意識に特に焦点を当てて、彼の皇帝像を考察することになる。次章では、この考察の前提として、『ひげざらい』が学説史上でどのような扱いを受けてきたかについて概観する。

第3章 『ひげざらい』について——学説史概観——

「それではまず、私は自分の顔のことから始めよう。というのも、思うに、生まれつき見目麗しくも整った顔立ちでもなく、青春の薔薇色の血潮もない私の顔に、強情さと気難しさのために、私自身はこの濃いひげを生やしている。それを罰するということは、どうやら、他でもなく、生まれつき見目麗しくなかったというまさにこのためであるらしい。そういうわけで、まさに、あたかも野獣にとっての簪であるかのごとく、ひげの中を飛び回る虱を私は我慢するのである。²⁷⁾」

ユリアヌスがアンティオキアに滞在して約7ヶ月目にあたる363年の1月下旬あるいは2月初め、アンティオキアの宮殿への玄関口の役割を担う「王の道」近くの「象の四面門」に『ひげざらい (ΜΙΣΟΠΩΓΩΝ)』あるいは『アンティオキア頌詩 (ΑΝΤΙΟΧΙΚΟΣ)』と題された皇帝の著作が貼り出された²⁸⁾。

この著作は、現在ではユリアヌスの代表作と目されている。それは、『ひげざらい』の題名が示すように、彼の哲学者風の容貌風采や自ら実践したところの禁欲的節制の生活態度が生き生きと表現されており、そこからユリアヌス個人の人柄をよくうかがうことが出来るために、彼の残した多くの著作のなかでも特に注目されてきたものである。上掲の一節はその一部であるが、彼の外見がどのようなようであったのか、一読する者に彷彿とさせるであろう。

本章では、この『ひげざらい』についての学説史を、やや詳しくたどってみたい。それによって、この奇妙な作品を分析する際に本稿の採るべき姿勢が明らかになるであろう。

まず、1920年と翌年にかけて公にされたR.アスムスによる「皇帝ユリアヌスの『ひげざらい』とその源泉」と題された二篇の論文は、偽書の疑いもあるプラトンの『アルキピアデス』が『ひげざらい』の源泉であるとする²⁹⁾。彼は、『ひげざらい』は、イアンブリコスによる『アルキピアデス註釈』に影響を受けた作品であり、その主題の焼き直しに過ぎないと論じる。しかし、このアスムスの説は、後年Chr.ラコンブラードによって、客観的な吟味には耐え得ない、脆弱な仮説に過ぎないと厳しく批判されることになる³⁰⁾。

アスムス論文公刊のおよそ10年後、ユリアヌス研究の路線を定めたJ.ビデは、『ひげざらい』はアンティオキア市民の嘲笑への返答であるとする³¹⁾。また、1959年に「キリスト教都市」「異教都市」としてのアンティオキアについて大著を著したA.フェストウジエールは、この作品の根源はユリアヌスの不幸な生い立ちに由来するものであり、この諷刺文が執筆されたときの直接的状況だけでは作品についての本質的な説明には不十分で、ユリアヌスの過酷で不幸な少年時代という「時間的に隔たった原因」を重視すべきとする³²⁾。

1970年代半ばには、ふたつのユリアヌス伝が相次いで出版された。R.ブラウニングとG.W.パワーソックのそれである。ブラウニングは、『ひげざらい』を、皇帝と帝国民との公的な関係のなかでは異例な作品であると同時に、ユリアヌスの心情の複雑さを露呈するものであり、『ひげざらい』は政治的効果のためよりもむしろ自己満足のために書かれた、自己正当化のための方法のひとつであろうと結論する³³⁾。一方のパワーソックは、この作品の主題を、ユリアヌスの怒りの感情、裏切られたという感情、そして傷つけられたという感情、すなわち彼に対するアンティオキア市民の「忘恩(ἀχαριστία)」に求め、アンティオキアで孤立無援となった人間の忘れられない叫び声であると述べる³⁴⁾。

かようにして『ひげざらい』は、理性的な産物とは程遠いユリアヌスの激情の発露であり、彼の複雑な意識の産物であると結論される。このような、いわば消極的評価がユリアヌス伝の著者たちを中心に存在する一方で³⁵⁾、積極的な『ひげざらい』評価と言い得る観点が存在する。

はじめに触れなければならないのは、やはり18世紀に書かれたE.ギボンの『ローマ帝国衰亡史』である³⁶⁾。ギボンはユリアヌスに対しては同情的で、他の皇帝たちと比べても相対的に高い評価を与えていることはよく知られているが、『ひげざらい』に対しても同様の配慮を見せている。すなわち、これを「まずこんな芸当のできる君主は他にないと思えるほど、まことに平和的な報復手段」であり、「ユリアヌス帝の怒りと機知と、そしてまた人間らしさと軽率さを示す、きわめて特異な記念物」であると述べて³⁷⁾、ギボンが熟知していたというアベ・ド・ラ・ブレテリの積極的『ひげざらい』評価を継承する³⁸⁾。ギボンの『ローマ帝国衰亡史』全体は18世紀的な「衰亡・没落史観」であったにしても、殊にユリアヌスに関する部分については、ブレテリに従ってユリアヌスの同時代史家アンミアヌス・マルケリヌスの記述に拠るところが多く、歴史的公平性の高い記述として現代でもなお評価され得るものである。

さて、アンティオキアの都市史研究から、当時ユリアヌスが置かれた社会的背景と『ひげざらい』を結び付けようとした先駆的な業績には、G.ダウニーの研究がある³⁹⁾。ダウニーは、この作品は皇帝によるプロパガンダのための、ユリアヌス以前には先例のない計画的な産物であると見る。すなわち、ユリアヌスは『ひげざらい』中でアンティオキア市民の口を借りて間接的に自らの理想や計画を語っているが、それは彼が不平を述べる際に、市民に対する弾劾の直接的な荒々しさを取り去るための熟慮の上の工夫であったとするの

である。これによって『ひげざらい』とそれを取り巻く社会的背景との関連が示唆されたが、この作品が生まれるに到った具体的な社会状況の考察は不十分なままであった。

1986年に発表されたM.グリーソンの研究は、この点を祝祭との関係から論じたものである⁴⁰⁾。彼は「歴史家にとって、この作品を『当代無比のもの (sui generis)』と主張するのは、敗北を受け容れることである」と述べ、アンティオキアの新年における朔日の祭り⁴¹⁾に焦点を当てて、文化人類学の知見を交えながら⁴²⁾『ひげざらい』の社会背景を精査する。この論文は『ひげざらい』考察の新局面を開いた重要な研究と考えられるので、少し詳しく内容を見てゆこう。

彼によると、後期ローマ帝国における新年の祭事においては、公私を問わず、民衆がその支配者に対して処罰されることなく諷刺文を作成する機会が提供された。また、人びとの住まう世界とは様々な階級の雑多な寄せ集めであり、そのなかには緊張を生み出す潜在的な震源地が多数存在する。しかし、祝祭という特別の機会においては、通常の世界関係は逆転したり御破算になったりして、人びとの間の亀裂や緊張は緩和される。すなわち、祝祭には潜在的な癒しの力がある。従って、アンティオキアでの乱痴気騒ぎも諷刺文作りも、その共同体を構成する人びとの共同体意識を高め、社会的関係を安定させるためには必須のものであった。

この機会においてなされたアンティオキア市民の韻文による嘲笑に対して、皇帝は散文の諷刺文をもって応えた。それが『ひげざらい』である。ゆえに、この作品は祝祭という社会的文脈から離れては理解することの出来ないものであり、さらには帝国民の私的な批判に対する皇帝の公的な叱責、すなわちユリウス＝クラウディウス朝以来の「譴責の勅令⁴³⁾」の伝統のなかでの産物であった。従って、ダウニーのいうような全く先例のないものではなかった。また、ユリアヌスは多数の書簡を書いたが、それが勅令なのか手紙なのかについて明確な区別をしていなかったし、『ひげざらい』も勅令と同じようなやり方で掲示された。

すなわち、『ひげざらい』は当時の社会状況から遊離した特異な存在ではなかった。グリーソンはまた、ユリアヌスの同時代人はこの作品を奇妙なものとは考えていなかったことを指摘し⁴⁴⁾、『ひげざらい』は当時の皇帝と帝国民との間に存在した公的なコミュニケーションの伝統に則って公表されたものであり、勅令と皇帝書簡の混合物であると主張する。

『ひげざらい』のテキストとしての性格については、J.ロングが1993年に『ひげざらい』が含む「皮肉」の構造について論じている⁴⁵⁾。ロングは、この一見不可解にも思える作品を、内容的に序文と4つの節および結語に区分したうえで分析を行ない、この作品は確かに皮肉を述べたものではあるが、「罵倒」と「キュニコス派的な痛罵」および著作中での役割や立場など数々の「逆転」から構成される、整然とした構造を持つものであると特徴づけた⁴⁶⁾。

さて、グリーソンは、『ひげざらい』がもうひとつの題名『アンティオキア頌詩』を持つ

ことから、この二重の題名はユリアヌスの「譴責の勅令」の「修辭学的戦略の逆説」を示していると述べる。すなわち、ユリアヌスは自らの諷刺文で、アンティオキア市民に自分を皮肉らせることによって、逆説的に彼らを非難し譴責したという⁴⁷⁾。ロングもまたこの主張を支持する。その上でロングは、彼女の分析により明らかになった『ひげざらい』の文学的形式と、ユリアヌスが自らの欲求不満を嘘偽りなく進ませたということが、『ひげざらい』が皇帝の公的な宣言として効果的に機能することに貢献したのだと主張する⁴⁸⁾。

グリーソンやロングの研究は、何よりもまず『ひげざらい』が皇帝の著作であるという点に着目し、その公的な側面を重視している。彼らによる研究の進展により、ユリアヌス伝の主要な著者たちが与えるような「激情の発露」「非理性的」といった消極的評価に留まることなく、皇帝の著作という公的な文脈のなかで、この作品を解釈することが可能であると示されたわけである。

第4章 『ひげざらい』におけるユリアヌス帝の法律意識とローマ皇帝像

従来の研究にあっても、『ひげざらい』からユリアヌスの皇帝としての自己意識が全く見出されてこなかったというわけではない⁴⁹⁾。しかし、それらは少数であるうえに、他のテキストとの連関やアナロジーの指摘、ユリアヌスの哲学的な思想に関連する限りにおいて扱われるに留まっていた。また、特に『ひげざらい』だけが注意されたわけでもなく、現実の為政者としてユリアヌスが抱く自己意識の次元にまで分析が及んでいたわけでもなかった。

従って本章では、『ひげざらい』のなかでユリアヌスが自らの法律意識について記述した箇所を逐一挙げて考察し、そこに見出される彼の自己意識、すなわちローマ皇帝自身の抱くローマ皇帝像の内実を、法律意識を軸として明らかにしたい。

さて、ユリアヌスは『ひげざらい』の始めの部分で、この作品はアンティオキア市民への称賛であって非難ではなく、非難されるべきであるのは自分自身であること、そしてその理由は、他人への中傷は法律（νομός）が禁じているからであると述べている。一方で、自己批判については、それを禁じた法律は存在しないとし⁵⁰⁾、『ひげざらい』で第一に我々の目を引くところの彼の自己描写が記述されることになる。

続いて、ユリアヌスは副帝時代にガリアで経験した厳しい生活を回想し、それとアンティオキア市民の享樂的な生活態度を対比させるなかで、彼らが法律を輕蔑しているということに触れる。彼らのそのような不遜な態度は、「言葉によってのみならず行為によっても」示されるという⁵¹⁾。ユリアヌスの思考においては、法律の侮辱はそれを定めるところの統治者の侮辱と同義だったのである。彼の言葉によれば、「法律は統治者によって畏れるべきものとなる。それゆえ、統治者を侮辱するような者、その者はその上さらに法律を踏みにじるということもしているのである。⁵²⁾」

また、ユリアヌスが見るところでは、アンティオキア市民は歴史的に統治者に対して常に反抗的であった。例えば、ユリアヌスが自分の実践しているような節制（σωφροσύνη）をアンティオキア市民にも求める箇所がある。その箇所では、彼の求めに対するアンティオキア市民の返答として、ユリアヌスが彼らに述べさせる言葉は以下のようなものである。

「そしてそれ〔節制〕が、もしあなた〔ユリアヌス〕が今まさに実践しているようなものであるとするならば、もしそれが、人は神々と法律に隷属しなければならないということを知ることであるとするならば⁵⁵³⁾ …〔中略〕…もし実際、いずれにしても節制が本当にこのようなものであるとするならば、一方ではあなたは自分自身を滅ぼしてしまっており、そして他方では、第一に神々に対しての奴隷であっても、法律に対しての奴隷であっても、奴隷という名を聞くことにも耐えられない我々をも、あなたは滅ぼすのである。というのは、あらゆることにおいて、自由であることは甘美なものなのであるから。⁵⁴⁾」

この一節の最後の一文に、ユリアヌスが見たアンティオキア市民の自由に対する姿勢が明瞭に示されているであろう。さらに、ユリアヌスは彼らに次のように語らせる。

「あなたは我々を統治者と法律に隷属させることを強制するのである。⁵⁵⁾」

すなわち、アンティオキア市民の抱く独立心は、神々や法律、統治者への従属を奴隷状態として理解し、かつ、ユリアヌスが彼らに節制を求めるということは、自分たちに奴隷となるよう強制するのと同じことだと理解しているのである。アンティオキア市民が統治者に反抗するのは、この奴隷状態を嫌うがゆえであった。彼らの自由を求める気質にとって、何かに束縛されるということは何にも増して耐え難いことであったとユリアヌスは記述しているわけである。

ユリアヌスはこの点について、アンティオキア市創設者と伝えられるセレウコスの息子アンティオコスの逸話を持ち出し、その柔弱な気質が今も受け継がれていると述べる⁵⁶⁾。その一方で彼は、アンティオキア市民が批判するところの自分の気質や態度の起源をも明らかにしている⁵⁷⁾。ユリアヌスがいうには、特に自らの家庭教師であった宦官マルドニオスによって与えられた影響が大きく⁵⁸⁾、その教育を含めて、30年の歳月をかけて形成された彼の気質、また第二の天性たる習慣を矯正することは事実上極めて困難であると断言する⁵⁹⁾。

マルドニオスがユリアヌスに教授したのは、『ひげぎらい』から知られる限りでは、プラトン、ソクラテス、アリストテレス、テオプラストスなどであり⁶⁰⁾、特にプラトンとアリストテレスの学説がユリアヌスの思考を導いたようである⁶¹⁾。そしてユリアヌスは、プラトンの『法律』から次のような一節を引用して、彼が統治者としてアンティオキア市民の

「不正 (ἀδίκιον)」を許容しないという意識の根拠を示している。

「何ら不正を行なわない人間はたしかに尊敬に値するが、不正を行なう者に不正行為を許さない者は、前者よりも倍以上に尊敬に値する。前者は一人分の価値しかないが、後者は他人の不正を当局者に知らせるので、他の何人分かの価値があるからである。しかしさらに、当局者の行なう処罰にできるかぎり協力を惜しまない者は、国家において偉大で完璧な人であり、この人こそ、徳の栄冠を得るものなりと宣言されねばならぬ。だがまた、同じ称賛は、節制についても、思慮についても、またその他の、ひとが持つ善きもので、ただ自分がそれを持つだけでなく、他人にも分かち与えることができるものについても、語られなければならない。⁶²⁾」

ユリアヌスは、一介の市民であったときよりも、支配者として徳が低いことを恥じる⁶³⁾。ゆえに、プラトンの『法律』を読むという行為を通して、皇帝たる自分はどのような存在であるのか、自らの意識を内省するのだと述べるのである⁶⁴⁾。ユリアヌスによる『法律』の内容の把握と理解がどのようなものであったにしても、これを読むことが彼の自己意識の認識に大きな寄与をなしているということは注意されて良い。そしてこの結果、ユリアヌスはさらに次のことを想起する。

「それ〔ユリアヌスに自分自身のことを考えるように促す、プラトンの『法律』の他の部分〕は次のようなことを言っている、統治者そして年長者は廉恥心と節制とを修練すべきである、と。それは群衆が彼ら自身のほうを見、秩序づけられるようにである。⁶⁵⁾」

しかしながら、このような姿勢を心掛けようとすればするほど、ユリアヌスはアンティオキア市民にとって嫌悪すべき存在となった⁶⁶⁾。彼らの示す嫌悪感は、先にも触れたように、ユリアヌスの理解によれば、彼らの自由を希求する気質に基づいていた。「彼ら自身〔アンティオキア市民〕の内に、果てはロバやラクダまでもに、なんと大きな独立心が存在しているか、あなたは見なかったのか？⁶⁷⁾」とユリアヌスは慨嘆し、再度アンティオキア市民に対して次のように述べる。

「そのことから、思うに、あなたがたは全くのところ幸福である、あなたがたはあらゆる隷属を拒否しているのであるから。まず神々に対する、次に法律に対する、第三には法律の守護者である私たちに対する隷属から離れて、である。⁶⁸⁾」

以上に見てきたことをまとめれば、ユリアヌスの抱く法律意識として、法律は帝国民のみならず皇帝である自分にとっても従うべきものであること、法律への侮辱はそれを定め

る統治者の侮辱でもあること、皇帝である自分は法律の守護者でもあるということ、これらの意識はプラトンの『法律』を読む中で深められたものであること、法律によって人びとの生活をより良い方向へ向けようとする為政者として姿勢、の諸点を『ひげざらい』から読み取ることが出来るであろう。

とりわけ注目に値するのは、ユリアヌスが、ローマ皇帝は法律の守護者であると考えていることである。ユリアヌスが哲学や修辞学に学問的情熱を傾けたことは有名であり、そのなかでプラトンの『法律』などについても学識を深めたのであろうが、ユリアヌスは法律について職業的・専門的な訓練を受けたことはなかった。

無論、古代末期においては修辞学と法律とを全く別なものと考えることは出来ず、教養人であれば、ある程度の法律の知識を持っていたと考えても不思議ではない⁶⁹⁾。しかしながら、ローマ皇帝は多くの場合において法律についての専門的な教育を受けておらず、実際の法文起草や内容に関する議論は、法律の諸原則を熟知した帝国の官僚たるクアエストル⁷⁰⁾たちによって大部分が担われていた⁷¹⁾。他方、そうであるにも関わらず、法律の作成者は皇帝であるべきとする伝統は根強く存在しており、一步官廷の外に出れば、その法律は皇帝の発布したものとして扱われた。すなわち「帝国内の諸都市においては、法律の持つ雰囲気は、皇帝自身の持つ雰囲気として読み取られた⁷²⁾」のである。

当時の法律が生み出される過程がこのようなものであるならば、ユリアヌスが発布した法律がどのようなものであれ、そして仮に「ユリアヌス帝の発布した法律」として読み取られていようとも、その内容に彼の意志だけが単純に投影されているとは考え難い。J.ハリスの述べるところによれば、当時の法律は、皇帝と皇帝を取り巻く官僚たちによって創り出されたハイブリッドな性質を持つからである⁷³⁾。

このことを踏まえれば、ユリアヌスが「法律の守護者 (νομοφύλαξ)」という語を用いるとき、添えられた人称代名詞が「私たち (ἡμᾶς)」(一人称複数形対格)であることの意味が明らかになる⁷⁴⁾。すなわち、この人称代名詞の複数形は、「法律の守護者」は複数おり、そのなかにローマ皇帝たるユリアヌスが含まれているということを示唆しているのである。この複数人の「法律の守護者」を構成するのは、例えば、ユリアヌスを含むローマ帝国歴代の皇帝であると解釈することも可能であろう。自らを含むローマ皇帝全員の義務として、ユリアヌスは「皇帝は法律に従う」と述べているのだとも考えられる。

ところで、ユリアヌスの著作においては、彼自身を指す「私」という一人称が使われていない著作はひとつもないことが知られている⁷⁵⁾。『ひげざらい』も例外ではなく、ユリアヌスは文中で「私」という一人称の人称代名詞を多用している。しかしここで注意しなければならないのは、『ひげざらい』中で、ユリアヌスが自分自身を指して「私」と記す場合の一人称は単数形 (ἐγώ; ἐμοῦ, μοῦ; ἐμοί, μοί; ἐμέ, μέ) だということである。その使用回数は優に100回を超える⁷⁶⁾。

一方、この作品中でユリアヌスが人称代名詞の一人称複数形 (ἡμεῖς; ἡμῶν; ἡμῖν;

ἡμᾶς) を用いている箇所は全部で30箇所である。すなわち、①アンティオキア市民の科白としてユリアヌスが彼らに語らせている9箇所⁷⁷⁾、②一般的に「我々人間を」を意味している1箇所⁷⁸⁾、③ユリアヌスが自分たち(「私たち」)とアンティオキア市民の両方を指して述べている1箇所⁷⁹⁾、④ユリアヌス自身を含めて「私たち」と述べている19箇所である⁸⁰⁾。このなかで本稿にとって問題となるのは、③と④、特に④である。

③と④の合計20箇所について、ラコンブラードやライトの近代語訳では、この人称代名詞の一人称複数形を単数で解釈している箇所と複数で解釈している箇所とが混在しており、翻訳する際の解釈の基準は揺れているように見える⁸¹⁾。しかし、同一箇所をライトが単数、ラコンブラードが複数で解釈している場合があることを見れば、彼らが単数解釈で一致している箇所でも、複数で解釈するほうが適切な可能性がある。実際、彼らが単数解釈で一致しているのは、大きく分けて二箇所、すなわち、ユリアヌスの容貌風采と彼に対するアンティオキア市民の敵意に触れる箇所、及び法律・裁判・官僚などに関わる箇所である。これらふたつの箇所は、後述する理由によって、単数解釈よりも複数解釈のほうが、文意の上でも、より正確にユリアヌスの置かれた環境を反映していると考えられる。

さらに、韻文ではなく散文で書かれたひとつの作品のなかで、単数形と複数形とが用いられ、しかも単数形の使用数が圧倒的に多いことを考慮するならば、ユリアヌスがあえて「私たち」という複数形を使う場合には、彼以外にも他の「誰か」を念頭に置いて、意図的に使用されている蓋然性が極めて高いのである。従って、「私たち」という複数形は、ユリアヌスただひとりを目指していると考えすることは出来ず、複数人を示していると解釈しなければならない。とすれば、ユリアヌス以外の「誰か」、すなわち、③④で示されている「私たち」に含まれるのは誰であるのか。ここで、『ひげざらい』中の次の一文が注目される。

「というのは、私たちはこの7人であり、異国人かつ新参者として、あなたがたの都市のなかにいるのである。⁸²⁾」

この「7人」は、ラコンブラードやライトによれば、サルスティオス、アナトリオス、オリバシオス、エフェソスのマクシモス、プリスコス、ヒメリオス、そしてリパニオスに同定されている⁸³⁾。この同定が正しいと仮定した上で、『ひげざらい』が、アンティオキアでユリアヌスが置かれた現実の状況と密接な関わりを持っていることを想起するならば、ユリアヌスの使う「私たち」の語は、漠然と「皇帝たち」を意味するというよりも、これらの人びとを指すと考えるほうが妥当であろう。

それは、この7人は、いずれもユリアヌスの近くにあって、彼と交わり、彼を支えた人びとだからである。すなわち、サルスティオスとアナトリオスは、『ひげざらい』が書かれた363年の時点で公的な官職を保持している⁸⁴⁾。オリバシオスも、スーダ辞典によれば、コンスタンティノーブルでクアエストルに任じられたらしきことが知られている⁸⁵⁾。エフェ

ソスのマクシモスは、ユリアヌスによってコンスタティノーブルに召還されて宮廷で影響力を持ったし⁸⁶⁾、プリスコスはユリアヌスのペルシア遠征に同行し、しかも、このふたりはユリアヌスの私的な顧問でもあった⁸⁷⁾。ヒメリオスについては、この箇所での関わりは不明であるが、ユリアヌス治世下で活躍したソフィストであり⁸⁸⁾、リバニオスは、言うまでもなくユリアヌスと多くの書簡を交わした修辞学者である⁸⁹⁾。

これらの人びとが、ユリアヌスの周囲にあって、彼の政策決定や法律制定に重要な役割を果たしていたことは疑われない。その意味では、彼ら全体を広義の官僚とみなすことも出来よう。また、そうであるならば、アンティオキア市民の敵意は、ユリアヌスのみならず、これらの人びとにも向けられたであろう。そして、ユリアヌスと同じような容貌や気質を、これらの人びとが共有していたということを否定する積極的な証拠はない。

従って、ユリアヌスが「法律の守護者（のひとり）」として自らを指定したことの意味は、次のように理解される。すなわち、ユリアヌスは、皇帝として法律に権威を賦与することはあっても、彼自身が法律の唯一の源泉であるとも、法律の守護者として唯一の存在であるとも考えていなかった。しかも、彼は法律への従属を表明するのであるから、彼の抱くローマ皇帝像は「法律に拘束されない」絶対的な権力を行使する専制君主としてのローマ皇帝像からは隔たったものである。そして「ローマ皇帝は法律に従う」というユリアヌスの表明は、弓削達氏によって指摘されたような、後期ローマ帝国の皇帝に見られる「散発的発言⁹⁰⁾」のレベルに留まるものではなく、その宣言には彼が現実になされた政治的環境が如実に反映されていると考えることが出来るのである。

おわりに——まとめと展望——

ガーンジーとハンフリースは近著において、以下のように述べている。すなわち、ユリアヌスは「ドミヌス」の称号を拒否し⁹¹⁾、元老院議員階級の一員として扱われることを好んだ。そして、法律の上に立つ王のようではなく法律に従う一市民のように、人びとと統治者たちに対してふるまう理想的な皇帝のイメージを促進しようとした。しかしながら、ユリアヌスの治世は、結局は皇帝の支配体制のなかで常に現われるところの矛盾と曖昧さを表面化させただけであった、と⁹²⁾。

この矛盾と曖昧さとは、本稿の問題意識に引き付けて解釈すれば、帝国民の期待する「法律に従う、市民のなかの第一人者」としての皇帝像と、現実支配において帝国民に対して、法律を超越した絶対的な権力を行使する皇帝の姿との間の乖離を示すものであるといえる。これらふたつはいずれも帝国民の意識のなかのローマ皇帝像であり、同時に、これらの間の乖離もまた彼らの意識のなかに存在するものであった⁹³⁾。

他方、本稿での考察によって得られた、『ひげぎらい』におけるユリアヌス帝の意識のなかのローマ皇帝像は、彼自身の理想像を内に含みつつも、当時帝国統治に実質的な力を持

っていた皇帝を取り巻く人びととの合意の産物である法律に従属し、実際の権力の行使の場においては、法律の守護者として、善良な為政者であろうとする皇帝のイメージを呈していた。

以上の3つのローマ皇帝像を眺めれば、帝国民の抱く「市民のなかの第一人者」としての理想的皇帝像と、ローマ皇帝ユリアヌスの抱く皇帝像とは、「法律に従属する」という点で共通していることが理解される。また、後者においては、『ひげぎらい』の内容とこのテクストの位置する社会的文脈から、帝国民の抱くふたつの皇帝像と、その間の乖離をも包含しつつ、ユリアヌスの意識のなかの皇帝像が形成されていることが示されている。さらに、そこには、皇帝を取り巻く人びとが帝国統治に占める重要性もまた示されている。すなわち、ユリアヌス帝の意識のなかのローマ皇帝像とは、彼の理想像の単なる具現であるに過ぎないのではなく、彼を取り巻く具体的な政治的環境の指標でもあり得るのである。

最後に展望を附しておく。帝国統治において、皇帝を取り巻く人びとの存在が、皇帝の意識にも強い影響を及ぼしたこともまた見出されたという本稿の結論のひとつを踏まえれば、筆者の今後の課題は、ローマ皇帝の置かれた政治的な場としての官僚制の発達について、皇帝権力との関わりの面から再考することへと導かれる。近年はテオドシウス法典の分析を中心に、この時代の帝国統治のシステムについて議論が活発化しつつある⁹⁰⁾。このあとビザンツ帝国の一千年を通じて有効に機能し続けた帝国統治のメカニズムをめぐっては、さらなる研究の深化が必要とされていよう。

註

- 1) 弓削達『ローマ帝国の国家と社会』岩波書店、1964年、291-302頁。
- 2) Dagron, G., *L'empire romain d'orient au IVe siècle et les traditions politiques de l'hellenisme : le témoignage de Thémistios*, *Travaux et Mémoires* 3, Paris, 1968, pp.1-242. 特にpp.121-46を参照。
- 3) Garnsey, P. & Humfress, C., *The Evolution of the Late Antique World*, Cambridge, 2001, p.31.
- 4) 帝国民が皇帝にアクセスできる可能性とは、単に皇帝を直接目にすることが出来るといったようなことに限られず、帝国民は皇帝に直接請願をなすことも出来た。Harries, J., *The Background of the Code*, in: Harries, J. & Wood, I. eds., *The Theodosian Code*, Ithaca: New York, 1993, p.1を参照。
- 5) 例えばDrijvers, J.W. & Hunt, D. eds., *The Late Roman World and its Historian: Interpreting Ammianus Marcellinus*, London & New York, 1999には「皇帝たちのイメージ」(Images of emperors, *Ibid.*, pp.75-138.)という一章が設けられているが、そこで分析されているのは書名の示すとおり、アンミアヌス・マルケリヌスの描く皇帝のイメージ、すなわちアンミアヌスの意識のなかのローマ皇帝像である。一方、皇帝の自己意識に関しては、皇帝神化に関する皇帝の自己理解を分析した、弓削達『ローマ皇帝礼拝とキリスト教徒迫害』日本基督教団出版局、1984年、280-9頁があるにすぎず、その対象とする時代も帝政前期である。
- 6) 本稿における古代の人名は、原則として長母音を省略したギリシア語表記を採用し、皇帝名・地名についてはラテン語で表記した。ただし煩雑を避けるため慣用に従った箇所もある。
- 7) なぜユリアヌスの著作がこれほど豊富に残存したかは説明が困難な問題であるが、さしあたりBrown, P., *The World of Late Antiquity: From Marcus Aurelius to Muhammad*, London, 1971, p.93を参照。
- 8) ただし、副帝登位以前については不明確な点も少なくない。
- 9) Bowersock, G.W., *Julian the Apostate*, London, 1978, p.xi. 翻訳は秀村欣二氏の書評(『西洋古典学研

- 究』28, 1980年, 129-134頁。〈〉内は秀村氏による補い) から抜粋。なお〔〕内は筆者の補いである(以下同)。このような簡単な概観は枚挙に暇がないが, 近年のものから, Cameron, Av., *The Later Roman Empire AD 284-430*, Cambridge MA, 1993, pp.85-98; Hunt, D., Julian, in: Cameron, Av. & Garnsey, P. eds., *The Cambridge Ancient History, Vol.XIII, The Later Empire, A.D.337-425*, Cambridge, 1998, pp.44-77; Rohrbacher, D., The Emperor Julian (the Apostate), in: Id., *The Historians of Late Antiquity*, London & New York, 2002, pp.237-273; Mitchell, S., *A History of the Later Roman Empire AD284-641*, Oxford: Blackwell, 2006, pp.73-9などを挙げておく。
- 10) 近代以降の主な文学作品としては, エンリク・イブセン『皇帝とガリラヤ人』(1873年), ドミートリイ・セルゲーエヴィチ・メレシコフスキー『神々の死』(1895/6年), アンドレ・フレノー『皇帝の夢・背教者ユリアヌス』(1952年), ゴア・ヴィダル『ユリアヌス・ある物語』(1962年), 辻邦生『背教者ユリアヌス』(1974-5年), ジャック・ブノワ＝メシヤン『皇帝ユリアヌスあるいは燃え尽きた夢』(1977年) などがある。
- 11) 弓削達, 前掲書 [1964], 262頁; 秀村欣二「ローマ皇帝支配の意識構造」『岩波講座 世界歴史 古代3』岩波書店, 1970年, 83頁。最新のものでは, 井上文則「後期ローマ帝国の歩み」服部良久/南川高志/山辺規子編著『大学で学ぶ西洋史 [古代・中世]』ミネルヴァ書房, 2006年, 130頁。
- 12) クリスチャン・ハビヒト(長谷川博隆訳)『政治家キケロ』岩波書店, 1997年(原著1990年), 2頁。
- 13) 学説史については, Kaegi, W.E., Research on Julian the Apostate 1945-1964, *The Classical World* 58-8, 1965, pp.229-238; Id., An Investigation of the Emperor Julian, *The Ancient World* 24-1, 1993, pp.45-53のふたつが有益である。また, 本邦では既に宗教史的な視点から, 中西恭子氏による欧米の学説史の傾向に関する整理と問題提起があり, 参考にさせていただいた。中西恭子「ユリアヌス帝の宗教復興構想のなかの『祭儀』」『東京大学宗教学年報』XVII, 1999年, 127-9, 138頁; 同「アンティオキア市民のみたユリアヌス治下の『宗教と祭儀の復興』」『エイコーン: 東方キリスト教研究』24, 2001年, 80-81頁; 同「ユリアヌスの宗教思想における『ヘレニズム』とキリスト教」『中世思想研究』44, 2002年, 55-66頁(以下 [2002①]); 同「ユリアヌス帝の宗教政策から見た後期ローマ帝国における国家祭儀」『歴史学研究』768, 2002年, 150-1頁, (以下 [2002②]) を参照。
- 14) Bidez, J., *La vie de l'empereur Julien*, Paris, 1930.
- 15) 本邦における以下の研究についても基本的な傾向は同様であると指摘できよう。すなわち, 本邦においてユリアヌスに関して先駆的な業績を残した秀村欣二氏および長友栄三郎氏のそれである。秀村欣二『『ガリラヤ人よ, 汝は勝てり!』—背教者ユリアヌスとキリスト教—』『歴史評論』7-9-49, 1953年, 58-76頁; 同『『背教者』ユリアヌスの精神的形成—ユリアヌス研究序説』『歴史と文化 歴史学研究報告第1集』1952年, 153-167頁; 同『『背教者』ユリアヌス帝と古代末期世界観—ユダヤ教・キリスト教・新プラトン哲学の対比において—』『歴史と文化Ⅲ 歴史学研究報告第6集』1958年, 83-100頁を参照。また, 長友栄三郎『キリスト教ローマ帝国』創文社, 1970年, 85-139頁。ただし, 秀村氏は後年若干の視点の変化が見られる。秀村欣二『『背教者』ユリアヌスの宗教政策』川島重成・荒井献編『神話・文学・聖書—西洋古典の人間理解』教文館, 1977年, 211-242頁を参照。なお, ビデ以前に出版されたいくつかのユリアヌス伝については, Martin, E.J., *The Emperor Julian: an Essay on his Relations with the Christian Religion*, London & New York, 1919, pp.121-3が簡単なコメント付きでまとめており, 概観が得られる。
- 16) Bowersock, *op. cit.*, p.xi.
- 17) *Ibid.*, pp.20, 63, 71, 81, 97, 101, et passim.
- 18) ユリアヌスの著作については, ギリシア文学史の観点から, 彼の同時代人の作品に比べて見劣りするという評価がある(高津春繁『古代ギリシア文学史』岩波書店, 1952年, 263頁)。このような低い評価も, 彼の著作の内容の詳細な吟味を妨げる一要因として働いていることは否定できないであろう。しかし当然のことながら, 著作の芸術性とその内容に含まれる情報の歴史的重要性とは, 同一視してよいものではない。

- 19) 中西氏は、ユリアヌスの宗教復興構想のなかに「皇帝としての視座」の反映を指摘し（中西，前掲論文〔2002①〕），彼のその構想および祭儀実践は，共同体の円滑な運営のためのものであったと指摘する（中西，前掲論文〔2001〕〔2002②〕）。ユリアヌスの宗教政策の「目的」に関する限り，氏の論はひとつの主張たりえている。
- 20) Jones, A.H.M., *The Later Roman Empire 284-602: A Social, Economic, and Administrative Survey*, 2 vols, Oxford, 1964.
- 21) 伊藤貞夫・本村凌二編『西洋古代史研究入門』東京大学出版会，1997年，230-47頁。後藤篤子『『古代末期』研究とピーター・ブラウン』ピーター・ブラウン（後藤篤子編訳）『古代から中世へ』山川出版社，2006年，5-24頁。
- 22) Jones, *op. cit.*, p.321.
- 23) 皇帝と法律との関係に関する近年の議論としては，ローマ皇帝とビザンツ皇帝の比較の視点から論じた，井上浩一「ローマ皇帝からビザンツ皇帝へ」笠谷和比古編『国際シンポジウム：公家と武家の比較文明史』思文閣出版，2005年，191-204頁，また，井上論文に対するコメントとして，南川高志「ローマ皇帝権力の本質と変容」同書，215-22頁。
- 24) ユリアヌスの書簡については本稿では紙幅の関係上扱えなかったが，別稿で論ずる予定である。
- 25) 前三者に関しては，Dvornik, F., *The Emperor Julian's 'Reactionary' Ideas on Kingship*, in: Weitzmann, K. ed., *Late Classical and Mediaeval Studies in Honour of A.M. Friend*, Princeton: New Jersey, 1955, pp.71-81. テミスティオス宛書簡とアテナイ人宛書簡は，量的な大きさと内容の重要性のために，慣例的に他の書簡からは区別して扱われている。Bouffartigue, J., *Julien par Julien*, in: Braun, R. & Richer, J. eds., *L'empereur Julien: de l'histoire à légende (331-1715)*, Paris, 1978, p.15の註1を参照。
- 26) Piganol, A., *L'empire chrétien, 325-395*, Paris, 1947, p.148; Dvornik, *op. cit.*; Bowersock, G.W., *The Emperor Julian on his Predecessors*, in: Id., *Selected Papers on Late Antiquity*, Bari, 2000, pp.29-41（本論文の初出はYale Classical Studies 27, 1982）。ただしパワーソックは，『諸皇帝論』はユリアヌスに先行する支配者たちに関する彼の視点について重要な情報を提供しており，その限りにおいて「自己発見（self-revelation）」の著作であるが，結局は『ひげざらい』と同様に「自己正当化（self-justification）」の書物と見なし得るとする（Ibid., p.41）。
- 27) *Misopogon* 338B-C. καὶ πρῶτον ἀρξάμενος ἀπὸ τοῦ προσώπου. Τοῦτ' ἄρ' οἶμαι φύσει γεγονότι μὴ λίαν καλῶ μηδὲ εὐπρεπεῖ μηδὲ ὡραίῳ ὑπὸ δυστροφίας καὶ δυσκολίας αὐτὸς προστέθεικα τὸν βαθὺν τουτονὶ πάγωνα, δικὰς αὐτὸ πραττόμενος, ὥς ἔοικεν, οὐδενὸς μὲν ἄλλου, τοῦ δὲ μὴ φύσει γενέσθαι καλὸν. Ταῦτά τοι διαθέντων ἀνέχομαι τῶν φθειρῶν ὥσπερ ἐν λόχμῃ τῶν θηρίων.
 なお，本稿中の訳文は筆者による試訳である。底本はL'empereur Julien, *œuvres complètes*; Tomell-2^e partie: discours de Julien empereur. éd. et trad. par Ch. Lacombrade, Paris, 1965を使用し，Chr.ラコンブラードによる仏語訳およびThe Work of the Emperor Julian, trans. by W.C. Wright, Loeb Classical Library vol.2, Cambridge MA & London, 1913のW.C.ライトによる英語訳も適宜参照した。
- 28) 『ひげざらい』が執筆された時期については*Misop.* 344A; Downey, G., Julian the Apostate at Antioch, *Church History* 8, 1939, pp.303-315. 特にpp.304-5; Id., *A History of Antioch in Syria from Seleucus to the Arab Conquest*, Princeton: New Jersey, 1961, p.393. ダウニーに従い，執筆時期を2月または3月始めであるとするのは誤りとする。揭示された場所については，Malalas, *Chronographia* 328. 3-4 cited in: Downey, *op. cit.*, pp.393-4. 特に同書394頁の註89の説明は詳細である。揭示された状況については，さしあたりMatthews, J.F., *Laying Down the Law: A Study of the Theodosian Code*, New Haven & London, 2000, pp.192-3を参照。
- 29) Asmus, R., Kaiser Julians Misopogon und Seine Quelle, *Philologus* 76, 1920, pp.266-292; 77, 1921, pp.109-141.
- 30) Lacombrade, *op. cit.*, pp.146-7.
- 31) Bidez, *op. cit.*, pp.282-290.

- 32) Festugière, A.J., *Antioche païenne et chrétienne: Libanius, Chrysostome et les moines de Syrie*, Paris, 1959, pp.63-4.
- 33) Browning, R., *The Emperor Julian*, London, 1975, p.158.
- 34) Bowersock, *op. cit.* [1978], pp.4, 13-4, 18, 103-4.
- 35) 他にも、『ひげざらい』はユリアヌスの他のどの作品よりも支離滅裂であるとする Bowder, D., *The Age of Constantine and Julian*, London, 1978, pp.118-122; 『ひげざらい』の根源をユリアヌスの憤りにあるとする Athanassiadi, P., *Julian: An Intellectual Biography*, London & New York, 1992, (初版: *Julian and Hellenism*, Oxford, 1981), pp.201-225. 『ひげざらい』は自己満足の作品であるとする、長友栄三郎、前掲書、95-101頁などが挙げられよう。
- 36) ギボンがユリアヌスをどのようにして記述したかについては、以下のものが詳しい。Bowersock, G.W., Gibbon and Julian, in: Id., *op. cit.* [2000], pp. 7-27 (本論文の初出は *Gibbon et Rome à la lumière de l'historiographie moderne*, Geneva, 1977)。
- 37) Gibbon, E., *The History of the Decline and Fall of the Roman Empire*, vol. 2, London, 1776, ed. by J.B. Bury, 1901, p.485. 翻訳はエドワード・ギボン (中野好夫・朱牟田夏雄訳) 『ローマ帝国衰亡史 4』ちくま学芸文庫、1996年、20-1頁より引用。
- 38) 村上至孝訳『ギボン自叙伝』岩波文庫、1943年、108頁。L'Abbé de la Bleterie, *Histoire de L'empereur Jovien et traductions de quelques ouvrages de l'empereur Julien*, Tome 2, Paris, 1748, pp.1-138; Id., *Vie de l'empereur Julien*, Paris, 1775, pp.332-3.
- 39) Downey, *op. cit.*, pp.310-314; Id., *op. cit.*, p.394.
- 40) Gleason, M.W., Festive Satire: Julian's Misopogon and the New Year at Antioch, *Journal of Roman Studies* 76, 1986, pp.106-119.
- 41) グリーソンの 'the Kalends celebrations' の訳である。
- 42) グリーソンが利用したのは象徴人類学者V.ターナーの論考で、Turner, V.W., Liminality and Communitas, in: Id., *The Ritual Process: Structure and Anti-Structure*, Chicago, 1969 (邦訳: 富倉光雄訳『新装版 儀礼の過程』新思索社、1996年、125-79頁); Id., Images of Anti-Temporality: an Essay in the Anthropology of Experience, *Harvard Theological Review* 75, 1982, pp.243-265 などである。また、ヴィクター・ターナー (梶原景昭訳) 『象徴と社会』紀伊國屋書店 (文化人類学叢書)、1981年、305-343頁も参照。
- 43) グリーソンの 'edicts of chastisement' の訳である。このように述べる根拠として、グリーソンはスエトニウス、タキトゥス、プルタルコスらの記述を挙げている (cf. Gleason, *op. cit.*, p.117.)。ただし、『ひげざらい』を「譴責の勅令」とするグリーソンの説に対しては、留保が必要との見解も提示されている。Kaegi, *op. cit.* [1993], p.46を参照。
- 44) Gleason, *op. cit.*, p.107. グリーソンは、アンミアヌス、リバニオス、ゾシモス、ソクラテス、ソゾメノス、ナジアンゾスのグレゴリオスらの『ひげざらい』評に言及している。
- 45) Long, J., Structures of Irony in Julian's Misopogon, *The Ancient World* 24-1, 1993, pp.15-23.
- 46) Ibid., pp.15-20. 「罵倒」「キユニコス派的な痛罵」「逆転」は、原文ではそれぞれ 'invective', 'Cynic diatribe', 'reversals' である。ロングによる区分は以下の通り。序文: 337A-338B / 第1節: 338A-344B / 第2節: 344B-357A / 第3節: 357A-364D / 第4節: 365A-371B / 結語: 371B-371C (cf. Long, *op. cit.*, pp.21-2.)。

なお、ロングは言及していないが、『ひげざらい』の構成については既に1979年のJ.アロンソ＝ヌーニェスの論文がまとめており (cf. Alonso-Núñez, J.M., The Emperor Julian's Misopogon and the Conflict between Christianity and Paganism, *Ancient Society* 10, 1979, pp.321-2.)、『ひげざらい』の概要を得るにはロングの説明より簡便である。彼による区分は以下の通り。まず作品執筆の動機が述べられ (337A-338A)、続いてユリアヌスは皮肉をもって叙述を始める。彼は自分のひげを正当化し、自分の身体の見たと習慣を描写し (338B-342D)、自らの政策について弁明を行なう (343A-346D)。次に彼はアンティオキア市の歴史を語り、闘争の諸原因を説明しながら、アンティオキアの社会的・経済的・政治的状況を素描し、自分とアンティオキア市民の間の闘争の歴史的背景を明らかにする (347A-358A)。そしてユリアヌスは自分の政策がどのようなものであった

かを説明し (358A-361A), アンティオキアではいわゆる「異教」が拒絶されて放縦が市を支配しているとして, アンティオキア市民を告発する (361B-366B)。最後に彼は自己弁護を行い, アンティオキアが置かれている状況について考察をし (366B-371B), 論述は終わる (371B-371C)。

ロングとアロンソ＝ヌーニエスの間の区分の相違は, ロングが「皮肉の構造」に特に着目したために生じたものであろうと考えられる。また, ロングの他に『ひげざらい』にキュニコス派的な特徴を読み取るものとしてはSmith, R., *Julian's Gods: Religion and Philosophy in the Thought and Action of Julian the Apostate*, London & New York, 1995, p.78.

- 47) Gleason, op. cit., p.106.
- 48) Long, op. cit., p.15.
- 49) アタナシアディは民主政治に関するプラトンの『国家』と『ひげざらい』中の記述の明白な類似を指摘し (cf. Athanassiadi, op. cit., pp.216-22.), プーフアルティエグは, ユリアヌスによって描かれたユリアヌスについて概観するなかで, 『ひげざらい』における彼の法律意識についても簡単に言及をしている (cf. Bouffartigue, op. cit., pp.23-5.)。
- 50) *Misop.* 337B-C; 338A-B.
- 51) *Misop.* 342B. ὅτι τῶν νόμων ὑπερορᾶτε μὴ λόγῳ διδάσκειν, ἀλλὰ τοῖς ἔργοις ἐνδείκνυσθαι
- 52) *Misop.* 342B-C. [καὶ γὰρ] οἱ νόμοι φοβεροὶ διὰ τοὺς ἄρχοντας· ὥστε ὅστις ἄρχοντα ὕβρισεν, οὗτος ἐκ περιουσίας τοὺς νόμους κατεπάτησεν·
- 53) *Misop.* 343A. Εἰ δὲ ὅποῖον σὺ νῦν ἐπιτηδεύεις ἐστίν, ἐπίστασθαι μὲν ὅτι θεοῖς χρὴ δουλεῦν καὶ νόμοις,
- 54) *Misop.* 343C. εἰ δὴ οὖν ὄντως ἡ σωφροσύνη τοιοῦτόν ἐστιν, ἀπόλλωλας μὲν αὐτός, ἀπολλύεις δὲ καὶ ἡμᾶς οὐκ ἀνεχομένους ἀκούειν πρῶτον ὄνομα δουλείας οὔτε πρὸς θεοὺς οὔτε πρὸς νόμους· ἡδὺ γὰρ ἐν πᾶσι τὸ ἐλεύθερον.
- 55) *Misop.* 343D. δουλεῦν δὲ ἡμᾶς ἀναγκάζεις ἄρχουσι καὶ νόμοις.
- 56) *Misop.* 347A-348B.
- 57) *Misop.* 348C-349A.
- 58) *Misop.* 351B-352C.
- 59) *Misop.* 353A.
- 60) *Misop.* 353B-C. 他にホメロスやヘシオドスなどの名も言及されている (cf. *Misop.* 351D; 352B)。なお, ユリアヌスの全著作中における古典古代の作家・作品の引用数は, イリアス82例, オデュッセイア53例, プラトン51例の順で多い。Wright, W.C., *The Emperor Julian's Relation to the New Sophistic and Neo-Platonism*, New York & London, 1980 (初版: London, 1896), pp.73-4を参照。
- 61) *Misop.* 359C.
- 62) *Misop.* 353D-354A; Plato *Laws* 730D-E. 訳文は, 森進一・池田美恵・加来彰俊訳『法律』(上), 岩波文庫, 1993年, 288頁より引用。
- 63) *Misop.* 354B. Ἐγὼ δὲ αἰσχυρόμενος ἄρχων ιδιώτου φαυλότερος εἶναι,
- 64) *Misop.* 354B.
- 65) *Misop.* 354B. ὅς [=ἐτερος τῶν Πλάτωνος νόμων] φησι δεῖν αἰδῶ καὶ σωφροσύνην ἄσκειν τοὺς ἄρχοντας καὶ τοὺς πρεσβυτέρους, ἵνα τὰ πλεῖθ πρὸς αὐτοὺς ἀποβλέποντα κοσμηῇται.
- 66) *Misop.* 354C-355A.
- 67) *Misop.* 355B. οὐδὲ ἀπέβλεψας ὅση καὶ μέχρι τῶν ὄνων ἐστὶν ἐλευθερία παρ' αὐτοῖς καὶ τῶν καμήλων; なお ἐλευθερία は, 字義通りには「自由」であるが, ラコンブラードおよびライトの訳に従い, 「独立心」(esprit d'indépendance, independence) と訳す。
- 68) *Misop.* 356D. Ἐνθεν οἶμαι συμβαίνει μάλα ὑμῖν εὐδαίμοσιν εἶναι πᾶσαν ἀρνούμενοις δουλείαν, ἀπὸ τῆς εἰς τοὺς θεοὺς πρῶτον, εἴτα τοὺς νόμους καὶ τρίτον τοὺς νομοφύλακας ἡμᾶς.
- 69) Harries, J., The Roman Imperial Quaestor from Constantine to Theodosius II, *Journal of Roman*

Studies 78, 1988, pp.148-172. 特にp.148を参照。

- 70) クアエストル (quaestor) は通常「財務官」と訳されるが、古代末期にはその職務の内容が変化し財務一般に限られなくなるので、ここではそのまま「クアエストル」と表記する。長谷川岳男・樋脇博敏『古代ローマを知る事典』東京堂出版、2004年、68-9頁を参照。
- 71) Harries, J., *Law and Empire in Late Antiquity*, Cambridge, 1999, p.2.
- 72) Id., op. cit. [1988], pp.152-3; Id., op. cit. [1993], p.15.
- 73) Id., op. cit., p.2.
- 74) 原文は註68を参照。
- 75) Bouffartigue, op. cit., p.15.
- 76) 使用されている箇所は, *Misop.* 337B,D; 339A-C; 340A-D; 341A,D; 342A; 344C; 345B-C; 346D; 348B,D; 349B-C; 350D; 351A-C; 352B-D; 353A-D; 354A-D; 356A; 357B-D; 358A,C-D; 359B-C; 360B-D; 361A-D; 362B; 363B-D; 364A,C; 365B-C; 366B-D; 367A-D; 368C-D; 369A-B, D; 370B,D; 371B.
- 77) *Misop.* 343C (ήμᾱς) ; 343D (ήμᾱς, ήμᾱς) ; 344A (ήμῶν, ήμῖν, ήμεῖς, ήμῶν) ; 350D (ήμῶν, ήμῖν) .
- 78) *Misop.* 345B. τοὺς ἀνθρώπους ήμᾱς
- 79) *Misop.* 349B (ήμῖν) .
- 80) *Misop.* 339B (ήμεῖς) ; 352D (ήμῶν) ; 353A (ήμῖν) ; 354D (ήμῖν) ; 356D (ήμᾱς, ήμεῖς) ; 357A (ήμῖν, ήμεῖς) ; 357B (ήμῖν) ; 361B (ήμῶν) ; 365A (ήμῶν, ήμῖν) ; 365C (ήμῖν) ; 365D (ήμῖν, ήμῶν) ; 366C (ήμᾱς, ήμᾱς) ; 370B (ήμῖν) ; 371C (ήμᾱς) .
- 81) ラコンブラードとライトが複数解釈で一致している箇所は, *Misop.* 349B; 352D; 357B; 365A (ήμῶν, ήμῖν), 単数解釈で一致している箇所は, *Misop.* 339B; 353A; 357A (ήμεῖς) ; 365C; 366C (ήμᾱς, ήμᾱς) ; 370B, 前者が複数, 後者が単数で解釈している箇所は, *Misop.* 356D (ήμᾱς, ήμεῖς) ; 357A (ήμῖν) ; 361B; 365D (ήμῖν, ήμῶν) ; 371C, その逆の箇所はない。なお, 354D (ήμῖν) については, ライトはήμῖνの読みを採用しているが, 本稿はテキストについてはラコンブラードに従う (ラコンブラードは, この箇所は複数解釈)。
- 82) *Misop.* 354C. Ἐπτα γὰρ ἐσμεν οἶδε παρ' ήμῖν ξένοι νεήλυδες,
- 83) Lacombrade, op. cit., p.206. ただし, ライトはサルスティオスとアナトリオスの名は挙げていない。Wright, op. cit., *LCL*, p.467, note 2を参照。7人のうちのひとりがリバニオスであるのは確実である (cf. *Misop.* 354C. εἷς δὲ καὶ πολίτης ήμετερος, Ἑρμῇ φίλος καὶ ἐμοί, λόγων ἀγαθὸς δημιουργός,). 註89も参照。
- 84) Jones, A.H.M., Martindale, J.R. & Morris, J., *The Prosopography of the Later Roman Empire A.D. 260-395*, Vol. I, Cambridge, 1971, p.61 (Anatorius 5) , pp.797-8 (Flavius Sallustius 5) . アナトリオスは官房長官 (magister officiorum), サルスティオスはガリア道長官 (praefectus praetorio Galliarum) であった。
- 85) *Ibid.*, pp.653-4 (Oribasius) .
- 86) *Ibid.*, pp.583-4 (Maximus of Ephesus 21) .
- 87) *Ibid.*, p.730 (Priscus 5) .
- 88) *Ibid.*, p.436 (Himerius 2) .
- 89) *Ibid.*, pp.505-7 (Libanius 1) . ただ, アンティオキア生れのリバニオスが, アンティオキアにとって「異国人かつ新参者」として数えられているのは奇妙であるが, これ以上の検証をすることは出来ない。
- 90) 弓削達, 前掲書 [1964], 295頁。
- 91) *Misop.* 343Cではデスポテース (δεσπότης) の語が使われている。
- 92) Garnsey & Humfress, op. cit., pp.25-51. 特に p.31.
- 93) 本稿で考察対象とした史料は『ひげざらい』である。従って, ここでいう帝国民とは, ローマ帝国の全住民のことではなく, 限定的にアンティオキア市民を指している。いわばアンティオキア市民を一例として, 後期ローマ帝国の帝国民の状況を述べるわけである。このように, アンティオキア市を例示的に扱うことの可能性と限界については, F.ティンネフェルト (弓削達訳)

『初期ビザンツ社会—構造・矛盾・緊張—』岩波書店, 1984年(原著1977年), 118-9頁を参照。

- 94) さしあたり, Harries & Wood, *op. cit.*; Matthews, *op. cit.*; Millar, F., *A Greek Roman Empire: Power and Belief under Theodosius II 408-450*, Berkeley, Los Angeles, London, 2006などを挙げておく。

《 English Summary 》

The Self-Image of the Roman Emperor
in Julian the Apostate's *Misopogon*

Taisuke NAGUMO

Since the time of Th. Mommsen, the emperor of the Later Roman Empire has been generally depicted as *dominus* or a despot. In spite of recent developments in the study of Late Antiquity, this interpretation still dominates in academic society. The autocratic image of the Roman emperor, however, has been mainly depicted from the view point of the people living in the Empire. In other words, the despotic image of the emperor belongs to the Roman people's mind. What, then, is the self-image of the Roman emperor?

The main purpose of this article is to reveal the self-image of Julian the Apostate as a Roman emperor, focusing on his stance on the law in his satire *Misopogon*. Was the Roman emperor above the law or subject to it? According to my analyses of the *Misopogon*, Julian thought that the Roman emperor had to be subject to the law. He regarded himself as one of the guardians of the law, but not the only guardian. This also suggests the existence of followers who participated in the imperial government.

In sum, the image of the Roman emperor in Julian's mind is very different from one of a despot who is above the law. Moreover, this image reflects the actual circumstances surrounding Julian.